

2021年 12月 9日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

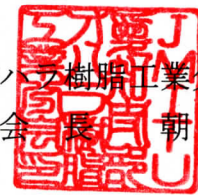
J M I T U 愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部

執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



団 体 交 渉 開 催 要 求 書 (3)

「業務Gr. 伊藤雅弘」氏名による貴社本年12月6日付「本年11月30日付『団体交渉開催要求書(2)』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり、本件についての速やかな団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、責任も権限・経験・能力も無い「業務Gr. 部長伊藤雅弘」氏名で当労組に届いております。当労組は貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を重ねて強く求めます。
- 2 「業務Gr. 部長伊藤雅弘」氏は上記書面の中で「貴組合が必要とされる趣旨がまったく不明です。引継ぎに関して具体的問題があれば、ご相談ください。」と述べておられます。この記述こそまさに、出向者である嘱託社員の同氏に業務内容を充分ご理解頂いていない事実を如実に示している記述であり、そもそも「ご相談」など全く無理と言わざるを得ません。

また当労組は、引継ぎに関して問題があるからこそ具体的協議を、当労組本年11月19日付「団体交渉開催要求書」書面にて求め、谷川氏は金型製作及び修理に精通しておりまた、K氏については、A社系での営業担当をしておりますが、両

名とも業務上重責を担っておられるのであり、同氏らの退職は業務上致命的困難を来す可能性があると考え、その業務引継ぎの重要性を危惧するからこそ協議の必要性を強調しているものであり、また、単に残った他の従業員への負担増大に留まらない混乱が予想されるからこそ団体交渉での協議を求めているのであります。

3 当労組組合員は上記書面2名の引継ぎに関しての一切を聞き及んでおりません。「特段の問題なく対応できることを確認しています。」及び「このような日常の業務についての団体交渉は必要ないと存じます」との貴社及び「業務Gr. 部長伊藤雅弘」氏の「ご回答」には危機感すら覚えるところであり、尾原社長におかれましては真に責任あるご対応を求めたいと考えているところでもあります。これまでの過去の現実は、「電子メール1本などの連絡で、懲戒権をチラつかせた『業務命令』などを発し、『残された皆さんで手分けしてやってください』などのような、無責任且つ強引で抽象的な指揮命令」で済まされて参りました。本件は、そのような対応で済ますことの出来ない案件と考えています。尾原社長ご自身は本件2名の業務を引き継がれるとでもお考えなのかどうか、明確なご回答を求めます。

4 只、貴社の現状を踏まえると、当労組組合員以外で、今後の業務運営を継続していくことは到底困難と考えるところ、今正しく労使双方が互いに協力し合い、この苦境を乗り越えるべき重要な局面であるとの認識を重ねて表明し、早急な団体交渉開催を再度以下の通り強く要求致します。

(1) 開催希望日

第一希望日：2021年12月14日（火）

第二希望日：2021年12月15日（水）

第三希望日：2021年12月16日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人数：出席希望する当労組組合員

(2) 議題

上記2名の退職に伴う引継ぎ、対策と、業務運営方針について

以 上